

Homamar

向日葵

令和2年
第268号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会 www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



空堀川のかるがもの親子 写真：東村山市 上原正行さん提供

主な内容

ちょっと知りたい税理士コラム……………	2-3	青年部会出前授業実施報告／租税教室(プロレ	
税務署だより……………	4-5	ス)開催延期(中止)報告／絵はがき展示報告／	
令和2年度税制改正大綱……………	6-7	タオル寄贈報告……………	13
教えて税理士さん!／本部研修会のご案内／		法人会入会案内／新入会員紹介コーナー／	
各ブロック等税制研修会のご案内……………	8	生活習慣病健診報告……………	14
地域の名所／地域のイベント情報／		人人……………	15
立川都税事務所からのお知らせ……………	9	本部通常総会のご案内／厚生親睦ゴルフ大会の	
社労士column……………	10	ご案内／確定申告陣中見舞報告／福利厚生制	
会社紹介……………	11	度受託会社コーナー……………	16
法人会セミナーのご案内／e-Tax・eLTAX講習		ブロック・支部活動実施報告……………	17-18
会実施報告／中小企業会計啓発普及セミナー		法人会行事のご案内／委員会紹介コーナー……	19
実施報告／東村山ブロック研修会実施報告…	12	recipe……………	20

新型コロナウイルスの

初めまして税理士の
芦澤千夏子です。この
コラムのボタンを受け取り4月より担当させて
いただくことになりました。経営者の皆さま
の身近にある事をわかりやすくお伝えして
いきたいと思います。

今回は世間を騒がせている新型コロナウィ
ルスの影響と資金繰りについてお伝えします。

1 新型コロナウイルスの影響で資金繰りが厳しくなったら？

現在、新型コロナウイルス対応策として、
政府が様々な施策を実施しています。このよ
うな状況のなか「じゃ、今、自分はどんな方
法を選べばいいの？」って思いますよね。

大きく分けて2つあります。

- (1)資金繰りのためにお金を借りる方法。
- (2)税金を一時に納付することが難しい場合
に猶予してもらう方法。

この2つについて、もう少し説明していきます。

2 お金を借りる方法

資金繰りなどの支援の全体像については経
済産業省が作成しているパンフレットがとて
もわかりやすくまとめられています。

<経済産業省>

- ・新型コロナウイルス感染症で影響を受け
る事業者の皆さまへ

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/
pamphlet.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf)

代表的な支援内容をお伝えします。

- (1)セーフティネット保証
突発的災害(自然災害)や業況悪化等が原因
で、売上高等が減少している中小企業者を支
援するための制度です。
- (2)危機関連保証
内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発
的に発生したことが原因で、売上高等が減少
している中小企業・小規模事業者を支援する
ための制度です。

この制度を受けるには自治体に認定手続き

をする必要があります。地元の自治体(市区
町村)のHPで確認してください。

(3)新型コロナウイルス感染症特別貸付

日本政策金融公庫が行う融資で新型コロナ
ウィルス感染症による影響を受けて業況が悪
化した事業者(フリーランスを含む)に対し、
信用力や担保によらず一律金利で、融資後3
年間まで0.9%の金利引き下げが実施されま
す。据置期間は最長5年。

他にも雇用関係の支援や補助金など多くの
情報が載っていますので、ぜひ読んでくだ
さい！結構頻繁に更新されているので随時
チェックしてくださいね。

3 税金の納付を猶予してもらう方法

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて
国税を一時に納付することが難しい場合には、
税務署に申請し、一定の要件に該当すると原
則として1年以内の期間に限って換価の猶予
が認められることがあります。

また、個別の事情がある場合でも納税の猶
予が認められることがあります。

<国税庁>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により
納付が困難な方には猶予制度があります
[https://www.nta.go.jp/taxes/
shiraberu/shinkoku/kansensho/
pdf/0020003-044_02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf)

4 こんな時こそ、おいしい話に 気を付けて！それ「闇金」かも！

さて、こんな状況が続くと、いわゆる「闇金」
が横行します。彼らにとっては、この状況は
まさにビジネスチャンス！

皆さんは「どうして闇金なんか手を出す
の？こんな話、常識的に考えてもおかしいよ
ね」って思うかもしれませんが、でも、こと
資金繰りがひっ迫すると冷静な判断ができな
くなるものです。この冷静に判断できない社
長さんこそカモなんです。

資金調達を専門としているコンサルタント

影響と資金繰り

税理士 芦澤 千夏子

の方にお話を聞いたことがあります。このような分野のコンサルをなさっているので、相当、資金繰りが煮詰まっている企業の社長さんが飛び込んでくるそうです。

そういう社長さんをたくさん見ていると「分かっている、やっぱり引がかかってしまうよなあ〜」という社長の心理も何となく理解できるそうです。

今、できることは「こういう時期に、おいしい話がきても絶対に乗らない！詐欺かもしれない！」と気を付ける事です。

そして何か違和感があったら、ぜひ税理士などに相談してください。ひとまず、相談をすることで冷静に戻って「これって、やっぱりおかしいよなあ」と気が付けると思います。

金融庁の闇金対応ページを、ぜひご覧になってください。

<金融庁>

- ・ 違法な金融業者にご注意！

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/index.html>

そして、必ず登録業者かどうか、調べる事も重要です。

- ・ 登録貸金業者情報検索サービス

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/kensaku/>

この他にも、TwitterなどのSNSを使って新型コロナウイルス感染症の感染拡大に便乗した投稿で、違法な融資を勧誘する詐欺も増えているのであわせて注意してください！

また「弁護士、闇金」で検索すれば、闇金対策に強い弁護士さんを探することができます。もし、万が一引がかかってしまったら弁護士さんに相談してください。

5 最後に

資金繰りに不安を感じた時、資金を「借りる？」「借りない？」と悩まれることと思います。

ただ、手元に資金がなくなれば事業は終わってしまいます。

とはいえ、先行きが不透明な今「これ以上、

負債を増やせない」と廃業を考えるのも一つの選択肢だと思います。

ただ、手元の資金が豊富なら、少なくとも次の対策を考える時間が稼げます。

例えば、今回の実質、無利子・無担保融資である「特別貸付＋特別利子補給制度」を利用して、据え置き期間(元本を返済しないで利子だけ返済する期間)を1年ないし2年くらいとれるとしたら、その間は資金繰りが少しは助かりますよね？

そして、今後の事を考えた場合、納税猶予より、できるだけ借入を優先して、まずは手元の資金を厚くしましょう。

「次をどうするのか？」

これについては、ぜひ、短く深く悩んで、意思決定してください。そして、意思決定をしたら、すぐに行動に移してください。先が見通せない今が、まさに踏ん張りどころです！

続々と施策がでてくる中、今の自分の状況にあった方法を選ぶのに迷ったら、資金調達を得意とする税理士にご相談ください。

最後に、4/7に緊急事態宣言が発出されました。同時に「緊急経済対策」が決定され、その概要が公表されました。これにより今後、融資条件などが変更される可能性があるるので最新の情報を確認してください。

Profile 芦澤 千夏子



わが家では「天」という、もうすぐ2歳になるジャックラッセルテリアを飼っています。頭の天辺に丸い点があるところから「天」と名付けました。

「天」で3代目になりますが2代目の時からドッグトレーナーにお世話になっています。躾はもちろんですが、体調管理やドッグフードについても相談しています。病気になったら動物病院に行きますが、病気の手前で相談できる先がある事はとても心強いです。

■ 事務所 芦澤税理士事務所
〒189-0014 東村山市本町2-22-15
サングリーンハイツ201号

■ TEL 042-306-2094
■ H P <https://ashi-tax.com/>

通常の税理士業務の他に資金調達、
ペットが幸せになる相続に力をいれています！

税務署だより



国税庁e-Tax
キャラクター
イータ君

令和元年分の所得税及び復興特別所得税の期限内申告並びに期限内納付にご協力いただき、ありがとうございました。この場をお借りして、お礼申し上げます。

ところで、確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告をしなければならないのに、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く申告するようにしてください。

所得税等の確定申告が間違っていた場合等の手続

税額を多く申告していた場合

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

手 続	更正の請求書を作成し、所轄税務署長に提出してください。
期 間	更正の請求書は、各年分の法定申告期限から5年以内に提出してください。

税額を少なく申告していた場合

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに、延滞税と併せて納めてください。

手 続	修正申告書を作成し、所轄税務署長に提出してください。
期 間	修正申告は、税務署長による更正があるまではいつでもできますが、修正申告によって納める税額には、法定納期限(令和元年分の所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税の法定納期限はともに令和2年4月16日(木))の翌日から納付する日までの期間について延滞税がかかりますので、できるだけ早く申告・納付するようにしてください。 また、修正申告をする場合や、税務署長が更正を行う場合には、加算税が賦課される場合があります。

確定申告を忘れていた場合

確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く申告するようにしてください。申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。

なお、税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合があるほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

これらの手続について、お分かりにならない点がありましたら
国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

～振替納税をご利用の方へ～

口座からの振替日が、申告所得税は5月15日(金)、 個人事業者の消費税は5月19日(火)になります。

申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用の方の振替納付日につきましては、申告期限・納付期限が令和2年4月16日(木)に延長されたことに伴い延長することとしておりましたが、申告所得税は**5月15日(金)**、個人事業者の消費税は**5月19日(火)**といたしましたのでお知らせします。

1 令和元年分申告所得税及び復興特別所得税

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
確定申告	令和2年4月16日(木)	令和2年5月15日(金)

2 令和元年分消費税及び地方消費税(個人事業者)

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
確定申告	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)

※ 振替納税を初めて利用される方は、令和2年4月16日(木)までに所轄税務署又は口座振替を利用する金融機関へ「預貯金口座振替依頼書」を提出していただく必要があります。

なお、振替納税による口座引落しができなかった場合は、令和2年4月17日(金)から延滞税がかかることになります。

3 令和元年分消費税及び地方消費税(個人事業者)の課税期間の3月特例適用分

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
令和元年10月1日から令和元年12月31日	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)

4 令和元年分消費税及び地方消費税(個人事業者)の課税期間の1月特例適用分

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
令和元年12月1日から令和元年12月31日	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)

5 令和2年分消費税及び地方消費税(個人事業者)の課税期間の1月特例適用分

納期等の区分	納期限(延長後)	振替納付日(延長後)
令和2年1月1日から令和2年1月31日	令和2年4月16日(木)	令和2年5月19日(火)

(参考)

申告所得税の延納をご利用の場合、延納分の納期限及び振替日は**令和2年6月1日(月)**であり、変更はありません。

令和2年度 税制改正大綱

－ 法人会の税制改正提言 －

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現！

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G（第5世代移動通信システム）投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要があるため親法人に負担のかかる制度でした。グループ通算制度では、グループ法人間で損益通算をした上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとなります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特例控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除について、適用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上とする要件について、95%以上へと厳格化されます。

いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税・住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万

円の所得控除が認められることになります。

また、寡婦（寡夫）控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる節税防止策です。

■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日から令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの特例です。

消費税関係

■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、仕入税額控除の適用が認められないこととなります。ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整計算が行われ、課税売上に対応する部分については、税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来制度では、いったん課税仕入を認めた上で、課税売上割合に変動があるような場合に調整される仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金の売買などにより課税売上割合を意図的に高めることで、全額控除できてしまうという問題点があったため、それを

防止する趣旨での改正となりました。

令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■住宅の貸付に係る契約において貸付の用途が明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付の用途が明らかでない場合であっても、その貸付の用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付については、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることとなります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは ...

TSK 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

教えて!! 税理士さん CHECK

「教えて税理士さん!」コーナーでは、経営者としていまさら聞けない税に関するご質問やお悩み、疑問等に税理士さんがお答えします。

質問

生前贈与についてメリットデメリットを教えてください。

(西東京市 Y.M.)

回答

そもそも贈与税は相続税の補完税と言われています。それは、贈与税の目的のひとつが生前贈与による租税回避を防止することにあるからです。従って、相続税が課税されない方が生前贈与をするということは節税という意味でのメリットがありません。

しかし、生前贈与は本来節税メリットだけを目的に行われるものではないと思います。本来は、親から子への生活の援助や次世代の財産形成の一助として行われるものではないでしょうか。

税務についても、生活の援助や次世代の財産形成を促進させる意味合いで各種の贈与税の非課税制度が設けられています。このような非課税制度を活用して生前贈与されることは節税のメリットがあると言えます。

ただし、節税を目的とした生前贈与には注

意点があります。相続開始前3年以内の生前贈与や相続時精算課税制度による生前贈与は、相続税の計算時に相続財産として加算されて相続税が課税されます。従って、相続税で精算されてしまうため、節税目的でされた生前贈与の意味がなくなってしまう場合があります。このことは生前贈与のデメリットと言えるのではないのでしょうか。

生前贈与をされる際には、ご自身の財産を把握されてから計画的に生前贈与されることをお勧めします。

【贈与税の非課税制度】

- * 扶養義務者間の通常必要とする生活費・教育費
- * 直系尊属からの住宅取得等資金の贈与
- * 直系尊属からの教育資金の贈与
- * 直系尊属からの結婚・子育て資金の贈与 など

回答者



東京税理士会東村山支部所属 松井明美税理士事務所 税理士 松井 明美

申込不要
入場無料

本部研修会のご案内

【講師】横浜 DeNA ランニングクラブ エグゼクティブアドバイザー
瀬古 利彦氏

【日時】令和2年5月26日(火) 16時30分開催

【会場】パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)

一般の方もご参加いただけます(無料)



※新型コロナウイルス感染症の国内での発生状況を踏まえ、参加者の健康と安全のため本研修会について、延期または中止とさせて頂く場合があります。延期等の情報については、当会ホームページにてご確認ください。事務局 (042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

参加費無料
申込不要

各ブロック等 税制研修会&報告会のご案内

税制研修会はどなたでも参加できます。参加費無料・申込不要!
(報告会・交流会は会員のみご参加いただけます)

【演題】令和2年度税制改正の概要について(約30分) 【講師】東村山税務署法人課税第一部門担当官

支部等	日にち		スケジュール			場 所	実 施
東村山ブロック	5月15日(金)	税制研修会 16時～	経営研修会 16時30分～	報告会 17時10分～	交流会 18時～	東村山法人会館 (東村山市本町1-23-6)	中止
小平ブロック	5月13日(水)	税制研修会 16時～	報告会 16時30分～		交流会 17時10分～	プリヂストンクラブ (小平市小川東町1-18-15)	中止
西東京ブロック	5月20日(水)	税制研修会 15時30分～	報告会 16時20分～		交流会 17時～	谷戸いちようホール (西東京市谷戸町2-12)	中止
東久留米ブロック	5月11日(月)	報告会	税制研修会	経営研修会	交流会	東久留米商工会館 (東久留米市幸町3-4-12)	検討中
清瀬支部	5月20日(水)	税制研修会 16時30分～	報告会 17時30分～		交流会 18時15分～	清瀬商工会館 (清瀬市松山2-6-23)	中止

細部は事務局にご連絡ください。

お問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

地域の名所

小平市 あじさい公園

所在地：小平市美園町 1-25-23

あじさい公園は特別大きな公園でもなく地形の変わった所にある公園です。窪地にできた公園です、小平は平坦な土地で山のような高地はなく窪地の多い地形をしています。その窪地の一つで天神窪の西端に在り北側に狭山・境緑道、また、南と西は小川用水に囲われています。

狭山・境緑道は多摩湖から境浄水場までの水道管を布設するのに窪地に盛り土し平地にあわせ水道管を通してあります。小川用水は玉川上水から取水して市内の水路を流れ生活用水として大沼町方面の水路です。水路により仕切られた窪地をあじさい公園として昭和48年に開園され狭山・境緑道沿いには桜、あじさい公園内には十数種のあじさい、あじさいの小径には齊藤素巖氏のブロンズの彫刻が設置されています、池には水連や水かんななど、初夏を迎える頃子供達がオタマジャクシをしゃくったり蝶を追ったり子供の声が響き渡り静の中の動こちんまりとした癒やしの公園です。窪地にある公園へ一度行って見てはいかがでしょうか。



地域のイベント情報

申し込み
先着順

清瀬

清瀬の文化財散歩「志木街道から清瀬の歴史を歩く」

清瀬市郷土博物館で作成した「清瀬の文化財散歩」を片手に、学芸員の解説を聞きながら歩きます。今回は、志木街道を中心に知られざる清瀬の歴史を紹介するコースとなります。

- 日時 5月31日(日) 午前9時～12時
(雨天の場合は、6月7日に順延)
- 集合 清瀬市郷土博物館(清瀬市上清戸二丁目)
- 解散場所 清瀬駅北口
- 費用 200円(「清瀬の文化財散歩」代)
- 申し込み方法 5月15日9時から ☎042-493-8585にて受付開始

立川都税事務所からのお知らせ — 都税についてのお知らせ —

登録無料 メールマガジンのご案内
公売情報をタイムリーに配信しています。



東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局 HP へ

主税局メルマガ

検索

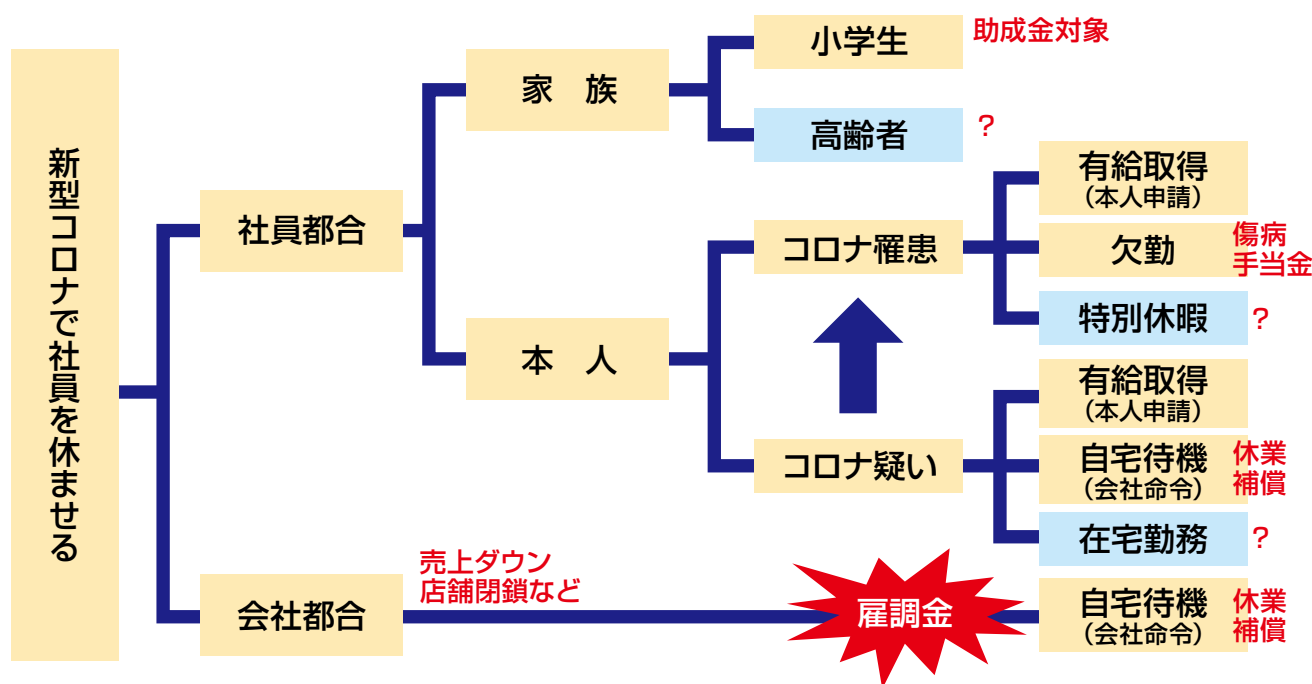
(お問い合わせ先) 徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03-5388-3024

新型コロナウイルス対策は大丈夫ですか？

東村山法人会会員の皆様、毎日のように感染者の数が増大し、政府が改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて設置した対策本部（本部長・安倍晋三首相）が策定する基本的対処方針の原案が、分かりました。新型コロナウイルスによる感染が全国的に蔓延し、緊急事態宣言が出された場合、都道府県知事らが住民に要請することになる外出自粛期間は「21日程度」と明記されました。（3/26現在）

事業所が事業継続し、かつ雇用を維持するために様々な助成金・補助金や緊急融資制度が要件緩和されながら矢継ぎ早に打ち出されております。しかし、内容を正確に把握することがなかなか難しいこともありますので、法人会事務局に初回30分無料相談コーナー受付窓口を設けました。急を要する場合も多いと存じますが、ご遠慮なくお申込みください。詳しくは、法人会ホームページでご確認くださいませ。

【参考】社員を休業させる際のフローチャート



筆者紹介

石津 雄美(いしづ たかよし)

2020年4月1日現在

石津社労士事務所 所長(特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属)
オールフォーオール 代表(経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所行政協力相談員、
国分寺市指定管理者評価委員、東京都商工会連合会エキスパートバンク担当専門家、O3S(フンス
トップソリューションサービスチーム)= AFAC 主宰)
一般社団法人ウェルフルジャパン(WFJ)会員

略歴

- 昭和53年 中央大学法学部法律学科卒業
- 昭和54年 損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任
- 保有資格 年金アドバイザー3級(銀行業務検定)、社会保険労務士(平成10年11月)
- 平成18年 第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格—特定社労士資格取得
- 平成27年4月1日 医療労務コンサルタント取得(全国社会保険労務士会連合会)

事務所

- 所在地 〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
- TEL 090-1738-7991
- e-FAX 03-4496-5373
- e-MAIL 07159596012@jcom.home.ne.jp



会社紹介

社会医療法人社団 愛有会 久米川病院 介護老人保健施設久米川

社会医療法人社団 愛有会 基本理念

1 地域包括ケア

私たちは、医療・看護・介護・予防・生活支援のサービスを通じて、地域と共に安全で安心して暮らしていける街づくりに貢献します。

2 環境経営

私たちは、様々な環境への取り組みを責務と考え、職員全員で質の向上と環境負荷の低減に努めます。

3 健康経営

私たちは、職員の健康保持と共に働き方改革を推進し、多様な人材が向上心を持って働き続けられるよう努めます。



病院 外 観

病床種別

- 病院 地域包括ケア病棟40床
- 老健 従来型20床、ユニット型60床
通所リハビリテーション(定員20名/日)

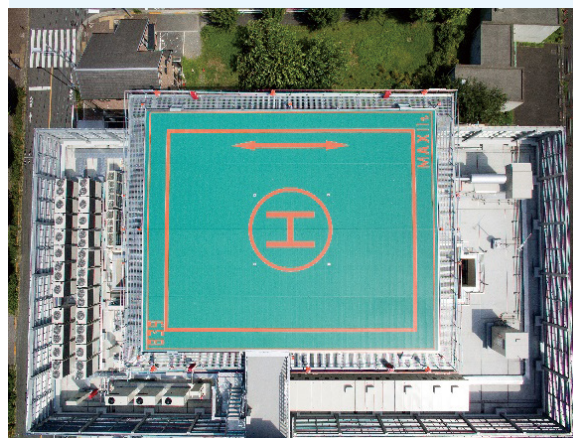
診療科目

- 内科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内科・内分泌内科・代謝内科・内視鏡内科
- 外科・呼吸器外科・乳腺外科・肛門外科・整形外科
- 泌尿器科・皮膚科・眼科・リハビリテーション科・放射線科

指 定

- 救急告示病院 | 東京都指定二次救急医療機関 | 東京都災害拠点連携病院
- 労災指定 | 感染症指定 | 難病医療費助成指定 | 生活保護法指定 | 被爆者一般疾病指定
- 東村山市特定健康診査 | 東村山市乳ガン検診 | 東村山市肺ガン検診
- 日帰り人間ドック実施施設 | 全国健康保険協会(協会けんぽ) | 健診機関(生活習慣病)

災害時に機能を維持する設備

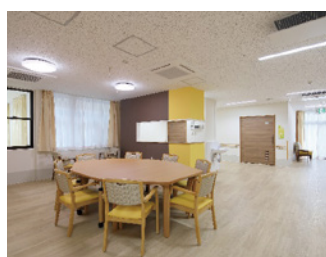


首都直下型地震が発生した場合の広域的被害、物流の途絶、被害の長期化等を想定し、災害拠点連携病院として7日間の機能継続に配慮した計画としました。

また、災害時物資搬入・搬送用ヘリポートを屋上に整備し、各階フロアには災害用備蓄庫を配置しました。



地域包括病棟病室



老健共同生活室

理事長 阿部 真也

〒189-0014

東京都東村山市本町四丁目7番地14

電話番号 042-393-5511(病院代表)

042-313-0710(老健代表)

HP: <http://www.kumegawa-hosp.jp>



東村山法人会 セミナーのご案内



セミナー名	月日(曜日)	時 間	参加費	備 考
決算法人説明会	5月11日(月)	13時～15時30分	無料	
決算法人説明会	5月12日(火)	13時～15時30分	無料	
税務教室「法人税の基礎」	5月19日(火)	14時～15時	無料	※4月11日(金)に予定していた内容です
税務教室「役員給与の概要」	5月19日(火)	15時～16時	無料	
新設法人説明会	5月20日(水)	13時～15時40分	無料	
ビジネスマナー研修	5月21日(木)	10時～16時	有料(正会員1,000円 賛助会員1,500円 一般2,000円)	
源泉所得税実務研修会	5月22日(金)	14時～16時	無料	
税務教室「法人税申告書作成講座」	5月28日(木)	14時～16時	無料	※3月17日(火)に予定していた内容です
決算法人説明会	6月 9日(火)	13時～15時30分	無料	
税務教室「減価償却の計算方法」	6月16日(火)	15時～16時	無料	

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。ご都合の良い日にお越し下さい。

どなたでも参加できます！ お問い合わせ ▶ ☎042-394-7654

●新型コロナウイルスの影響等で開催を取り止めることがあります。細部は事務局へお問い合わせ下さい。

報告

e-Tax・eLTAX講習会 実施報告

2月21日(金)東村山法人会館において国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会が開催されました。講師の東村山税務署法人課税第1部門宮下義丈法人審理担当上席からe-Taxの各種手続き等について、立川都税事務所事業税課法人事業税班田崎優哉主事と佐藤理人主事からeLTAXの利用開始手続き等についてご説明いただきました。

電子行政サービスの利用者啓発として行っているe-TaxとeLTAXのPC講習会は、毎回e-Taxという言葉は聞いたことはあったが、今回「受講して簡単に手続きができそうで、良かった」との高い評価を得ました。新型コロナウイルス感染拡大防止にも自宅等でできるため有効です。次回は9月に実施する予定です、是非ご参加下さい。

e-Tax 体験談

昨年個人で利用しております。最初はどれを選択して良いか迷いますが問い合わせながら進めていくと丁寧に教えてもらい非常に簡単に申告できました。思ったほど難しくなく一度覚えると楽で直接税務署まで行く手間、待ち時間を考慮すると大変便利です。更に今年は期限が1か月延長になり余裕ができました。(清瀬市 T.M)



◀ 東村山税務署
宮下義丈氏



▲ 立川都税事務所
田崎優哉氏 佐藤理人氏



講習状況

報告

会計啓発普及セミナー 実施報告

2月27日(木)13時、東村山法人会と独立行政法人中小企業基盤整備機構共催による「令和元年度中小企業会計啓発・普及セミナー」が開催されました。テーマは、「企業の継続的成長を目指す経営」と題し、中小企業診断士の笠原禎志氏を講師に迎え、会計(決算書、キャッシュフロー等)の観点からみた経営のあり方について講演を頂きました。このセミナーは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援により「中小会計要領」に関する普及啓発も含めて実施されるものです。セミナーでは、中小会計要領についての説明も頂きましたが、笠原講師からは、要領の説明に留まらず、会計を経営にどう活かすか等、様々な示唆を頂きました。



◀ 笠原禎志氏



セミナー状況

報告

東村山ブロック研修会 実施報告

東村山ブロック主催の新春研修会が、2月14日(金)16時より東村山法人会館において開催され、東京税理士会東村山支部支部長の森 聡氏を講師に迎え、「最近の税金に関する事情」について講演を行っていただきました。令和元年10月からの消費税軽減税率制度実施に対応した区分経理処理や、企業発行のポイント使用時の会計処理例などの話に、参加者全員が実務対応の知識と情報を得ることができました。



研修状況

青年部会主催 出前授業

実施
報告

2月12日(水)東村山市立南台小学校、2月17日(土)西東京市立保谷第1小学校において租税教室(出前授業)を開催しました。

まず、生徒に税金の無い国を想定した租税教育用アニメ「マリンとヤマトの不思議な日曜日」を見てもらい、その後、主にそのアニメを題材にしたクイズ5問を交えた授業を行いました。また、本物そっくりの1億円レプリカを手にしてもらいその重さを体験してもらいました。今回は土田副部長が作成した、身近な税に関して具体例を用いた新しい台本を使い、楽しく税の大切さを伝えました。



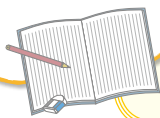
(左)水谷幹事 (右)齋藤幹事 (左)山下幹事 (右)師岡幹事
東村山市立南台小学校(2クラス)



(左)吉村幹事 (右)本橋幹事

西東京市立保谷第一
小学校(2クラス合同)

生徒さんの感想



★お買い物をしている時に、なんで消費税(税金)を払わないといけないのかな、と思っていたけど、お話を聞いて税金はとても大切で国民の暮らしを豊かにするためにあるものということが分かりました。

★税金にも色々な種類があることが分かり、名前しか知らなかった税金も、講師の説明や、もらった本などで分かりました。その中でも税金の使われ方で、国が過去の作った借金の返済やみんな安心して暮らしていけるようにするために使われているので、国全体で協力していく必要があるなと感じました。

租税教室(プロレス) 開催延期(中止)

延期
(中止)
報告

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

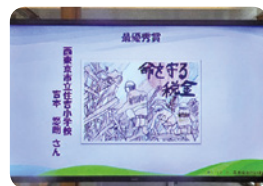
さて、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、東村山法人会青年部会では3月22日(日)に予定しておりました、租税教室(租税プロレス)を延期(中止)とさせていただきます。参加者および関係者の皆さまの健康・安全面を第一に考慮し、延期(中止)の判断に至りました。楽しみにしていただいた方々には申し訳ありませんが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和3年3月に同イベント開催の準備を進めてまいります。楽しみにお待ちください。今後とも東村山法人会事業に格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

絵はがき展示 女性部会

報告

令和元年度の税の絵はがきコンクール優秀作品を東村山税務署と立川都税事務所の協力のもと、確定申告の期間中、税務署確定申告会場と都税事務所入口に展示いただきました。確定申告終了後は、引き続き、税務署1階ロビーにて展示しております。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。



東村山税務署確定申告会場 立川都税事務所1階ロビー

タオル寄贈

報告

タオル1本運動 女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル1本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションとし、今年度は東村山市社会福祉協議会と小平市社会福祉協議会へ各々タオル100本を寄贈しました。



東村山市



小平市

法人会にご入会ください

1

法人会は法人の学校であり良き相談相手を見つけることが出来る魅力ある経営者の団体です

- 1) 税務、経営等に関する様々な説明会、研修会及び無料労務相談を行っております。
決算法人説明会、新設法人説明会、税務教室、e-Tax・eLTAX講習会、パソコン教室など税務、経営に役立つ研修を開催しています。
- 2) 本部、ブロック、支部による会員相互の異業種交流を積極的に行っています。

2

法人会は幅広い相互扶助事業を行っています

- 1) 生命保険と損害保険を組み合わせた事故死亡の場合最高1億円の保障が得られる経営者大型保障制度に加入できます。
- 2) 特定退職金共済制度に加入でき大企業なみの退職金制度を確立できます。
- 3) 経営者、従業員の健康管理のため生活習慣病健診を特別料金で受診できます。

3

法人会は税制改正要望運動を推進しています

全国80万社の法人会の大きな力で、税法が私達中小法人に有利になるよう税制改正要望運動を行っています。

ご入会に関するお申し込み・お問い合わせ 東村山法人会 TEL 042-394-7654

新入会員紹介コーナー



デイサービスともだちの家

- 法人名 株式会社コミヤ
- 代表者 小宮 英代
- 住所 小平市喜平町 1-13-10
ハイッラベンダー 102
- TEL 042-312-4981
- FAX 042-312-4982
- 支部 小平第2支部 (正会員)

日帰りの地域密着型通所介護です。介護度は要支援1～要介護5迄、1日定員10名のアットホームタイプ。営業日は月～金、休業日は土日と12/31～1/3。通所回数は週1日～週5日迄介護度に対応。心身の機能低下防止と維持向上、御家族負担軽減、自立ある暮らしの為に、交流の機会を提供しています。

送迎、健康チェック、入浴は希望者、昼食、おやつ、レクリエーション、合唱。毎月1回の外食日(希望者)、毎月1回の外出見学、毎月1回手肘までのアロママッサージがあります。季節行事もあり皆様の笑い声がいっぱいです。小人数制なので、お一人お一人の意向に合わせたサービスが可能です。運動機能の維持向上、精神機能維持向上、口腔機能維持向上、栄養改善の維持向上、認知症予防など、まずは健康のため、デイサービスのともだちと一緒に楽しみましょう。



「価格はオーナーさんが決める時代です」の「ダイレクト販売」を展開してます Garage八十川の八十川(やさかわ)と申します。東久留米市中央町で車屋をやっています。20才で日産のディーラーにて車業界に携わって早46年が過ぎました。これからもベストな車販売を追求していきます。まだまだ頑張ります。宜しくお願いいたします。



- 法人名 有限会社ガレージ八十川
- 代表者 八十川 壽郎
- 住所 東久留米市中央町 4-11-10
- TEL 042-452-8848
- FAX 042-452-8849
- 支部 東久留米第2支部(正会員)
- HP <https://www.genkahanbai.com>



ビューティーサロン なでしこ

井口 寿子
携帯: 090-1033-1186
Eパーク練馬なでしこで御予約中
お肌・御身体も10歳!!若く!!お仕事される方に全面サポートします!!

- 法人名 株式会社イグチ
- 代表者 井口 浩一
- 住所 練馬区南大泉 1-19-9(富士街道銚子丸歩 1分)
- TEL 03-3867-5435
- FAX 03-3867-5435
- 支部 東久留米第3支部(賛助会員)



- 法人名 株式会社ジャパネストフロンティア
- 代表者 伊東 潤二
- 住所 東京都東久留米市滝山三丁目 4番5号
- TEL 080-5862-7747
- 支部 東久留米第4支部(賛助会員)
- Mail ra47852@sb4.so-net.ne.jp
- HP 制作中

50年以上の人生の中で私自身が心を打たれた光景があります。見れば私と同じ気持ちになる商材ですよ!それがエルトップです。

飲食店や店舗経営者の会員の皆様、光の魔法で店舗を綺麗に演出してみませんか?一番オススメの商品を光の衝撃力で、もっと目立たせてみませんか?

エルトップは面全体が光るから、明るいのに眩しくない、とても優しい光なのです。もの凄く斜めからも、

200m離れても見えるから人を惹き付けるのです。薄くて、軽くて、丸められて、用途は無限です。しかも貼るだけ、置くだけの簡単な設置・撤去で、工事費用を激減できます。どうか覚えてください。私は光のセールスマンです。

新入 会員 紹介

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第6支部	東村山市栄町 2-8-20	(株)リそな銀行久米川支店	今橋 義孝	金融業	042-393-2111
小平第3支部	小平市天神町 2-10-19	(株)にれのき動物病院	山口 匠	動物病院	042-313-4676
清瀬支部	清瀬市下清戸 3-397-2-302	(株)幕田興業	幕田 覚	管工事業	042-497-1225

自 令和元年11月1日～至 令和元年12月31日に入会された会員

報告 生活習慣病健診報告

2月上旬から下旬にかけて令和元年度2回目の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所で実施され、約170名の方が受診されました。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」などの健診です。経営者や従業員とご家族の皆様のために福利厚生事業として定期的な受診をお勧めします。法人会員は割引価格で受診できます。細部は下段をご確認ください。

なお、次回は7月に予定しています。是非、ご利用下さい。



健診会場

ひとひと



東久留米第3支部

落合 睦子 さん

私にとっての生業(自動車販売整備工場)



その後、父の会社(株)アルスオートボデーでも塗装・サージスフロントを経て、代表取締役となりました。

私はと言うと、父と一緒に働くのが嫌で、損害保険ジャパン(株)(旧安田火災海上保険(株))のシステム開発を10年務めました。結婚・出産を機に退職し専業主婦となりましたが、

娘が小学校に上がり手が離れたので、小平市の(株)ブリヂストン工場内にある診療所で受付の仕事をしていました。しかし父が

(株)アルスオートボデーの経理担当者が定年退職する機会に、「経理は親族に任せたい」との思いから何度も足を運び、私を説得しました。そして、娘が中学2年になった年に、渋々(株)アルスオートボデーで働くことになりました。経理をしながら納車引き取りをして車の勘を取り戻し、娘が高校を卒業したことをきっかけに父の要望もあり、東久留米経友会・東久留米市商工会・東村山法人会・整備振興会に顔を出すことになりました。それまで、中小企業の役員として道理やしき

たりなど何も解らなかつたのですが、皆さんに一から沢山のことを教えて頂き、会の活かし方を学んでいます。その甲斐があり、商工会では2回補助金の採択を受けました。また雇用保険に関する助成金を3回申請し認可され、4回目の申請途中です。まだまだ勉強の多い毎日ですが、着実に会社に貢献できるようになりました。

生粋の車屋として、また女性ならではのと言う観点を持って、地域の方に愛される地元根付いた会社作りを目指して、今日も悪戦苦闘しています。

祖母が東久留米市

東本町、踏切近くに中村

自動車工業(株)を昭和25

年に開業し、そこに父(渡辺良幸)が勤

めました。大正生まれの祖母は、東久

留米市で一番に自動車運転免許証を取

った女性です。その長女の母と結婚

し、一時は中村自動車工業(株)を継い

だものの、母の弟へ譲り渡し、昭和47

年に現在の場所に(株)ライオンズ

オート(現在の(株)アルスオートボ

デー)を中古車販売・自動車整備工場

として設立しました。

また、祖父の兄弟がホンダディー

ラーを経営しており、父が引き継ぐことになりました。しかし、バブルがはじけると共にホンダディーラーを撤退し、平成3年、名前を(株)アルスオートボデーと替え自動車钣金塗装を主軸とした会社になりました。

長男である私の弟(現在、代表取締役 渡辺友晴)もホンダ技研工業直営の専門学校を卒業し、ホンダディーラーで整備・塗装を修行し、腕を磨きました。

その時にホンダボディーサービス技能コンクールにおいて、ペイントエンジンア最優秀賞(日本一)を受賞しました。



社屋



ご案内



公益社団法人 東村山法人会 第8回 通常総会

期日 令和2年5月26日(火)

場所 パレスホテル立川(立川市曙町2-40-15)

お問合せは、東村山法人会 ☎ 042-394-7654

●新型コロナウイルスの影響等により延期する場合は、改めてホームページ等でご連絡致します。

ご案内

東村山法人会 第27回 厚生親睦チャリティゴルフ大会のご案内

日時 令和2年6月2日(火) スタート8時 雨天決行

会場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会 ☎ 042-394-7654

●新型コロナウイルスの影響等により延期する場合は、改めてホームページ等でご連絡致します。



報告

確定申告陣中見舞報告

2月6日(木)東村山税務署署長室において、東村山法人会村野会長より知見寺東村山税務署長へ確定申告陣中見舞いとして法人会特製ボールペン200本を進呈しました。今年は、新型コロナウイルスの影響で確定申告期間が4月16日(木)まで延期となっておりボールペンも長い期間活躍しています。



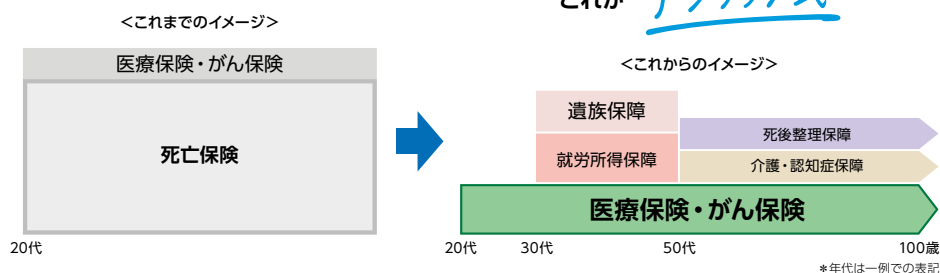
村野会長 知見寺東村山税務署長

100歳まで生きる時代の保険の入り方

人生100年時代、働き方や生き方が変化してきています
充実した人生を創るために、保険の入り方も一緒に考えてみませんか



これまで死亡保険にかけていたお金を分散して、
「生きるための保険」を中心にライフステージごとのリスクに備える、



ブロック・支部活動実施報告

報告 新春賀詞交歓会

ブロック及び支部において新春賀詞交歓会が開催されました。ご参加頂いた会員同士で日頃の情報交換を行い、懇親を深めました。

	実施日	会場
東村山ブロック	2月14日(金)	東村山法人会館
西東京ブロック	2月4日(火)	日本海庄や田無店
清瀬支部	2月7日(金)	清瀬商工会館



東村山ブロック

西東京ブロック

清瀬支部



報告 東村山第1支部

ボウリング大会実施

2月1日(土)恒例のボウリング大会を行いました。27名の参加を集い和気藹々のひと時を過ごしました。私のレーンにおきましては、おいしい、おいしいね、あと1cm、あと2cmの連発で2ゲームを終了いたしました。今回は、新入会員のたまこ寿司さんとふくむろ建築設計事務所さんにも参加をいただきました。

成績発表も、バーベキューの料理のごちそうと各自好みのドリンクを満足にいただき、皆様、喜んでいただけたと思います。賞品は、お米10kgとか高級イチゴとかアクセサリー他、支部で用意したものと、会員様の協賛品を数多くいただきまして、感謝いたします。この場をお借りしまして、お礼申し上げます。

男女優勝者の弁も無事に終わり、一昨年に入会いただきました、お芝居まりまりの3名よりお芝居をしていただきました。寸劇で題目は不明ですが、お坊さんがお経をよんで、きれいな若い女性の化けの皮がはがれて悪魔になり、若い人とお坊さんを襲う芝居です。とにかくすごい演技力だなと思いました。今年もよきスタートができたと思います。支部長 高尾進次郎



記念撮影



お芝居まりまり

報告 東村山第4支部

日帰り研修会実施

東村山第4支部は2月2日(日)、横浜クルーズ&靖国神社参拝へ大人22名、子供4名で日帰り研修旅行へ行ってきました。横浜の港につき山下公園、赤レンガ倉庫、中華街を見学し、昼は、横浜マリンシャトルでランチバイキングを船のなかより港の街並みを見ながらの食事でした。靖国神社では、本殿を参拝し、桜の標本木を見てきました。ご参加いただきました皆様、役員の皆様ありがとうございました。



靖国神社にて

報告 東村山第5支部

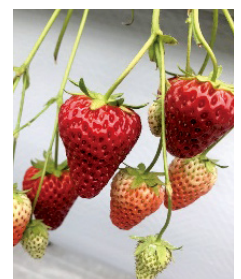
日帰り研修会実施

令和2年3月1日(日)日帰り親睦研修会を実施しました。様々な影響があるなか、中止等開催及び内容等の検討もおこない、参加希望者については、自己責任での参加検討、支部としてはバス会社と協力し除菌や予防、体温検査などを徹底し、当初の半数にはなりましたが、参加者とともに実施する運びとなりました。

午前7時30分出発、御殿場時之栖でのいちご狩りや昼食を食べながら会員交流、懇親を深めました。プレミアムアウトレットではマーチャダイジングに視点を絞り見学しました。2か所とも有数の観光地ではありますが、閑散としていることに驚きを隠せませんでした。

参加者は、このような状況下でも一生懸命働く方々、経済の疲弊や経済活動の重要性など、違った側面からの学びを経営者として気づかされました。

車中では、休業補償や雇用調整など、改めて自社でのリスク管理の見直しを互いに意見し、検討しながら帰路につきました。急なスケジュールや内容変更などありましたが、参加者、バス会社様の協力により、無事終了されたこと、思わぬ学びに繋がった事に感謝し、後の健康管理を忘れずに行うことで解散となりました。



御殿場時之栖でのいちご狩り

報告

小平第1支部

ボウリング大会実施

小平第1支部「厚生・親睦ボウリング大会」を2月20日(木)東大和グランドボウルにて開催する事が出来ました。これも会員各社様のご理解とご協力の結果と、心より感謝申し上げます。(25社86名のご参加と役員運営に5名で総勢91名)

開催に向け、支部役員でアイデアを出し合い毎年運営の方法を検討し、親睦と交流を深め合うひと時と成りました。個人賞も成績順で全員にお渡し出来ました(団体戦は上位5チーム)、恒例のジャンケン大会(全員参加)も大盛況となり、最後は次会を2021年2月18日(木)と約しての一本締めにて無事終了となりました。支部長 神石直樹



東大和グランドボウルにて
2021年2月18日(木)と約

報告

西東京第1支部

一泊研修会実施

令和2年2月16日(日)当日はあいにくの雨模様でしたが、一路アサヒビール神奈川工場を目指し田無を出発しました。ビール工場ではビールの生産ラインを見学、最新の設備や工場の規模に圧倒されながら、日本の生産技術の高さや商品開発に対する情熱を確認しました。

昼食は小田原にて中華を堪能し、本来なら熱海梅園を見学する予定でしたが、雨脚が強くなり見学に適さない天候となったため、割愛しました。宿泊は伊東温泉位あるホテル聚楽で、温泉と楽しい宴会を催しました。

翌、17日は一転して快晴に恵まれ朝食後、城ヶ崎海岸へと向かいました。天気と相まって城ヶ崎海岸は圧倒的に素晴らしい景観となり堪能しました。次はお土産で

も有名な東京ラスク工場を訪ね、一通り見学の後は参加者がお土産を購入し昼食会場である蔵屋鳴沢に向かいました。

蔵屋鳴沢ではBBQと地ビールを堪能し、食後は世界遺産に登録された葦山反射炉があり、歴史を感じながら見学を致しました。その後は干物センターに立ち寄り、西東京市田無へと帰路へつきました。行き帰りの車中では田無交通安全協会副会長でもある榎本さんの交通安全指導を受け、充実した研修旅行となりました。西東京第1支部 広報委員 塩月哲朗



アサヒビール神奈川工場にて
西東京市田無へと帰路へつきました。行き帰りの車中では田無交通安全協会副会長でもある榎本さんの交通安全指導を受け、充実した研修旅行となりました。

報告

西東京第2支部

日帰り研修会実施

令和2年2月18日(火)好天に恵まれた中、19名の参加で恒例の支部日帰り研修会を行いました。今回は「南房総グルメの旅巡り」です。朝8時田無を出発、アクアライン経由海ほたるで休憩。千葉に入り小泉酒造見学、昼食は漁師たてやまの海鮮料理を味わい、午後には百姓市場で特産品の買い物、食べ放題のいちご狩りを楽しみました。旬の紅ほっぺはジューシーで最高でした。

帰路はフェリーで神奈川に渡り、東名経由で西東京市に午後7時30分頃到着致しました。昨年の台風、今年のコロナウィルス感染などの影響で人出はまばらでした。我々の観光、ショッピングで少し支援になったらよいのですが？参加していただいた皆様ありがとうございます。支部長 清水正幸



小泉酒造にて

報告

西東京第3支部

日帰り研修会実施

今回の研修は、コロナウィルスの流行により最初の実施日が3月12日から、3月25日へと延期をしての実施でした。実施日は前日の寒波と大風も嘘の様に静まり、少々寒さの残る朝でしたが、日中は風も無く大変穏やかで暖かい絶好の行楽日和となりました。

最初に信濃國一之宮、全国各地に有る諏訪神社の総本社であり、国内に有る最も古い神社の一つの「諏訪大社 上社」にお伺いし、次に諏訪湖畔に有り美味しい会席昼食と、上諏訪温泉を代表する「ホテル紅や」本館の「展望温泉」で、諏訪湖を一望しながら体と心を癒やし、次に国内最大級のガラスショップと長野県下最大級のガラスミュージアムが有る、諏訪ガラスの里美術館で目の保養と買物を楽しみ、峠の釜飯で有名な「おぎのや」でお土産を買っての帰宅となりました。上記の様な環境の中で何う先々で、この時期に来て呉れて本当に有り難う御座います。と声を掛けられて、ほんの少しでも支援出来た事が、来て良かったと思える研修会でした。



諏訪大社にて

報告

西東京第4支部

日帰り研修会実施

～茨城方面(アサヒビール・大洗磯前神社・めんたいパーク)見学～

2月21日(金)晴れておだやかな朝、出発定時間を事故渋滞の影響で少し遅れて出発して、外環～常磐自動車道をバスは順調に走り、アサヒビール茨城工場に予定時間に到着、早速ビール完成までの説明を聞き、おおきな茨城工場で出来た新鮮なビールを味わいました。明日よりコロナウィルスの関係で工場見学はクローズと聞きタイミング良かったと思いました。11名の方に参加をしていただき天気も良く参加者とのコミュニケーションもとれ大変勉強になりました。その後、那珂湊で昼食をとりその後には、めんたいパークで土産を買ひ、常磐道を順調に予定時間18時に無事帰宅しました。参加をしていただいた方ご苦労様でした。



アサヒビール茨城工場にて
常磐道を順調に予定時間18時に無事帰宅しました。

法人会行事のご案内

令和2年3月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
5/ 8(金)	13:00	労務経営相談会	法 人 会 館	5/26(火)	14:30	第8回通常総会	パレスホテル立川
5/11(月)	13:00	決算法人説明会	//	//	16:30	本部研修会	//
5/12(火)	13:00	決算法人説明会	//	//	18:10	交流会	//
5/14(木)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//	5/28(木)	14:00	税務教室	//
5/19(火)	14:00	個別融資相談会	//	6/ 2(火)	8:00	第27回厚生親睦チャリティゴルフ大会	高坂カントリークラブ
//	14:00	税務教室	//	6/ 9(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
//	15:00	税務教室	//	6/11(木)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	//
5/20(水)	13:00	新設法人説明会	//	6/12(金)	13:00	労務経営相談会	//
5/21(木)	10:00	ビジネスマナー研修	//	6/16(火)	14:00	個別融資相談会	//
5/21(木)	13:00	東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター 事業承継個別相談会	//	//	15:00	税務教室	//
5/22(金)	14:00	源泉所得税実務研修会	//	6/18(木)	13:00	東京都多摩地域事業引継ぎ支援センター 事業承継個別相談会	//

東村山法人会セミナー等中止(延期)報告

この度の新型コロナウイルス感染拡大防止を鑑み、東村山法人会の3月、4月開催のセミナーを延期等いたしました。参加を予定されておりました皆様には申し訳ございませんでしたが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

※上記の行事も新型コロナウイルスの影響等が危惧される場合は延期(中止)となる場合があります。その際は、改めてホームページ等でご連絡致します。または事務局(☎042-394-7654)にお尋ね下さい。



法人会

今月より(公社)東村山法人会の委員会・部会の紹介を行います。各委員会、部会とも地域のために頑張りますので、ご期待ください!

初めに、広報委員会を紹介します。

広報委員会では、会報誌「向日葵(ひまわり)」の発行と会の広報に関する事項を所掌しており、東村山法人会の活動内容や会員の情報、イベントの告知などを発信しております。会員の皆様だけでなく、一般の方々にも興味を持っていただけるような記事掲載を目指します。会報誌は、偶数月20日に発行し、管内の鉄道駅ホームや税務署に備付けてあります。無料で配布しておりますので、是非、ご覧ください。

また、皆様からの税に関する質問や記事等も募集しています。



広報委員メンバー



紺野広報委員長



会報誌「向日葵」

オクラとミニトマトのサラダ

東久留米第1支部
野島 貞夫 さん

簡単！
おいしい★



もう一品
欲しい時に
さっとつくれる
簡単なサラダ



材 料

- ・オクラ
- ・ミニトマト
- ・鰹節
- ・紫蘇ドレッシング

作り方

- ① オクラを塩で揉んで、鍋のお湯が沸きましたら、さっと湯通しして、冷水に入れる。
- ② 冷たくなったら、ミニトマトと同じ一口サイズに切って、お皿に入れて、鰹節と紫蘇ドレッシングをかけて完成です。

募集

税に関する質問を募集します！

募集要項 質問を100字以内でお願いします。
匿名でOK！

「教えて税理士さん！」
コーナーの質問を募集しています。(P8) 経営者として、いまさら聞けない税に関するご質問や
お悩み、疑問等をお寄せ下さい。

いただきましたご質問から1問ずつ税理士が回答し、会報誌「向日葵」に掲載します。

●ホームページ
「教えて税理士さん！」
をクリックしてご記入下さい。

教えて税理士さん！

クリック

- メールまたはファクスで送信。
(質問を100字以内でまとめて下さい)
- メールアドレス
info@higashimurayama-hojinkai.or.jp
- ファックス番号 042-392-3820

※広報誌にはイニシャル等で掲載しますが、
連絡のための連絡先をご記入下さい。

【問い合わせ先】 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します！

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味は、日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。
選考し採用された写真または投稿を掲載させていただきます。
なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

- 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG, TIFF 推奨)
- 記事(文書) 200～400字程度
原稿用紙でもワードでも可

応募先

東村山法人会事務局 広報担当宛 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp

掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



税に関する質問や表紙写真が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。

東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [268号] 令和2年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会
〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654
www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp
制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載